

育成技術表彰規程の改正について（案）

公益社団法人競走馬育成協会 育成技術表彰規程（抜粋） 新旧対照表

改正後	現行	備考
第1条 <u>この規程は、公益社団法人競走馬育成協会会員（以下「会員」という）の育成技術の向上を図り、もって競走馬育成の健全な発展に資することを目的とする。</u>	第1条 公益社団法人競走馬育成協会は、会員の育成技術の向上を図り、もって競走馬育成の健全な発展に資する育成技術表彰事業を推進するため、この規程の定めるところにより優れた育成技術を披瀝した会員の表彰を行う。	
第2条 育成技術表彰は、当該年度において別表に定める競走に優勝した競走馬を育成調教し、前年度末または障害調教開始日において当協会の正会員である者に対して行う。	第2条 表彰は、当該年度において別表に定める競走において優勝した競走馬を育成した会員に対して行う。 2 前項の会員は、当該年度の前年度の12月31日現在、または障害調教開始日現在において、当協会の会員である者とする。	
第3条 表彰の対象となる競走馬の要件は、以下のとおりとする。 1 別表の1及び2に定める競走においては、 <u>満1歳になる年に開始し、翌年1月1日以降まで継続して150日以上育成調教した馬。</u> 2 別表の3に定める競走においては、 <u>日本中央競馬会の施設（以下「JRA施設」という。）入厩直前に、継続して60日以上障害調教を行い、入厩後42日以内に障害試験に合格した馬。</u> 3 別表の4及び5に定める競走においては、 <u>JRA施設入厩直前に、継続して14日以上育成調教を行い、入厩後30日以内に優勝した馬。</u>	第3条 表彰の対象となる競走馬の要件は、以下の通りとする。 1 別表の1及び2に定める競走においては、会員の当該馬が満1歳になる年度の9月1日から12月31日までの間に騎乗馴致を開始し、翌年の5月31日までの期間に継続して150日以上育成した馬とする。 2 別表の3に定める競走においては、会員が継続して60日以上障害調教を行った馬であって、日本中央競馬会のトレーニングセンター等（以下「トレセン等」という。）入厩後42日以内に障害試験に合格した馬とする。 3 別表の4及び5に定める競走においては、トレセン等入厩直前に、会員が継続して14日以上育成調教を行った馬であって、トレセン等入厩後30日以内に優勝した馬とする。	(変更)
第7条 会員が、第2条に規定する競走馬に関し虚偽の報告をしたことが判明した場合、当該馬に対する表彰は行わない。また、既に表彰を実施した場合にあっては、賞状、褒賞金を返還させるものとする。 2 会員が、第3条及び第4条に定める要件充足を目的とした不正行為に関与した場合、当該会員が育成調教したすべての馬を表彰の対象から除外する。	第7条 会員が、第2条に規定する競走馬に関し虚偽の報告をしたことが判明した場合、当該馬に関する表彰は行わない。また、既に表彰を実施した場合にあっては、賞状、褒賞金を返還させるものとする。 2 会員が、第3条及び第4条に定める要件充足のため不正な行為をなし、もしくは不正な行為に関与した場合、その者の育成、調教した全部の馬について、表彰は行わない。	